

障害保健福祉関係主管課長会議 次 第

平成21年5月28日(木)

14:30~17:30

灘尾ホール

- 1 開会・あいさつ 14:30~14:40
- 2 会議説明 14:40~17:15
- 3 質疑応答・意見交換 17:15~17:30
- 4 閉会 17:30

【 配 付 資 料 】

- 次第・配席図・会議日程（各1部）
- 資料1 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要
- 資料2 経済危機対策を踏まえた平成21年度補正予算の対応（案）
- 資料3-1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）
- 資料3-2 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（案）
- 資料3-3 障害者自立支援対策臨時特例交付金の市町村における交付額の上限の設定方法について（案）
- 資料3-4 障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）
- 資料3-5 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（案）
（21年度補正分新規、20年度補正分新規・拡充）
- 資料3-6 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金のスケジュール
- 資料3-7 障害者自立支援対策臨時特例交付金の実施に係る事務の流れ（案）
- 資料3-8 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の質問の受付について
- 資料4 福祉・介護人材の処遇改善助成金（仮称）支払事務の概要について
- 資料5 福祉・介護人材確保分野における支援について
- 資料6 社会福祉施設等の耐震化等の整備について
- 資料7 心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等について
- 資料8 「障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（案）」等について
- その他 「地域自殺対策緊急強化基金（仮称）」の概要
「全国版発達支援のためのリソースマップ」
＜リソースマップについては自治体にのみ配布（1自治体2部）＞

障害保健福祉関係主管課長会議日程

平成21年5月28日（木） 於：灘尾ホール

区 分		時 間 帯	担 当	説明者
（ 受 付 ）		(14:00~14:30)	—	—
（ 開 会 ）		(14:30)	—	—
① 社会・援護局障害保健福祉部長あいさつ		14:30~14:40【10分】	—	—
② 障害者自立支援法等の改正法案について		14:40~14:55【15分】	企画課	蒲原課長
補 正 予 算 関 係	③ 平成21年度補正予算の概要について	14:55~15:10【15分】	企画課	蒲原課長
	④ 障害者自立支援対策臨時特例交付金	15:10~15:25【15分】	自立支援振興室	矢田室長
	⑤ 基金事業 (福祉・介護人材の就労・キャリアアップ 支援)	15:25~15:45【20分】	福祉基盤課 (社会・援護局)	藤澤課長
【 休 憩 】		【10分】		
補 正 予 算 関 係	⑥ 基金事業 (福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新 体系移行の促進)	15:55~16:20【25分】	障害福祉課	藤井課長
		16:20~16:25【5分】	企画課	長谷部補佐
	⑦ 社会福祉施設等の耐震化等の整備につ いて	16:25~16:45【20分】	福祉基盤課 (社会・援護局)	徳永補佐
	⑧ その他	16:45~16:55【10分】	精神・障害保健課	野崎補佐
⑨ 心身喪失者等医療観察法指定入院医療機関 の整備		16:55~17:05【10分】	精神・障害保健課	得津室長
⑩ その他		17:05~17:15【10分】	企画課	名越補佐
⑪ 質疑応答・意見交換		17:15~17:30【15分】	各課室	—
（ 閉 会 ）		(17:30を以て)	—	—

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勸案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。 障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

① 利用者負担の見直し

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

※ 利用者の実質負担率2.82%(H20.11国保連データ)

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者の負担を軽減。

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

障害程度区分の見直し

(課題) 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

→ 名称を「障害支援区分」とし、定義についても、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化。

- ※ 法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直す。
- ※ 支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を勘案することについても、法律上明確化。

③ 相談支援の充実

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとにとり組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため**中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。**

→ **自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。**

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。(H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定)

※ 平成19年12月の与党PT報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実。(緊急時に対応できるサポート体制等)

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前に**サービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。**

→ サービス利用計画作成の対象者を**大幅に拡大。**

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人(H20.4)

④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。

(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

- 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要がある。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(利用に伴い必要となる費用の助成)。

※ 身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。(告示)

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

⑥ その他

事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

発達障害と高次脳機能障害の取り扱いについて

- 発達障害、高次脳機能障害は精神障害者として、障害者自立支援法に基づくサービスの対象となることについては、これまでも全国課長会議等でお知らせしてきたところであるが、今後、通知等により、改めて周知徹底する予定。
- 各都道府県等におかれては、趣旨をご理解の上、法の適切な運用を図っていただきたい。

経済危機対策を踏まえた平成21年度補正予算の対応（案）

【 障害保健福祉部関係 】

平成21年度補正予算額 1,477億円（うち基金の積増し分 1,425億円）

■ 福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】 ※基金の積増しで対応（別紙参照）

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に corres えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に3年間の助成を行う。（実施期間：平成21～23年度）

■ 事業者の新体系移行の促進【355億円】 ※基金の積増しで対応（別紙参照）

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。（実施期間：平成21～23年度）

■ 障害者自立支援機器の研究開発等【51億円】

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

※離職者等への職業訓練、現任の介護職員等の研修支援など、介護・福祉人材の資格取得等のキャリア形成支援及び社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、地上デジタル放送への対応についても、他部局で別途計上し対応

- ・離職者等への職業訓練【緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（職業能力開発局計上）で対応】
- ・現任の介護職員等の研修支援【緊急雇用創出事業（職業安定局計上）で対応】
- ・福祉・介護人材マッチング支援事業、キャリア形成訪問指導事業【基金の積増し（社会・援護局計上）で対応】
- ・社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備【社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（社会・援護局計上）で対応】
- ・社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応【社会福祉施設等設備整備費補助金（社会・援護局計上）で対応】

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について

現状

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設。(補正予算額960億円:平成20年度まで)
- 平成20年度補正予算において、事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等の観点から、基金の延長及び積増しの措置を講じたところ。(補正予算額855億円:平成23年度まで延長)

施策の概要

平成21年度補正予算においては、更なる基金の積増しを行い、福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を図り、障害者の自立支援対策を推進する。

基金の積増し(1,425億円)

◇福祉・介護人材の処遇改善(1,070億円)

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に3年間の助成を行う。

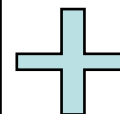
◇事業者の新体系移行の促進(355億円)

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

併せて、福祉・介護人材の確保のための対策についても積増し

福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援(98億円)

- ・福祉・介護人材マッチング支援事業
- ・キャリア形成訪問指導事業



(参考)

「経済危機対策」

具体的施策 ※施策の具体的内容は別紙2で記述

Ⅲ. 「安心と活力」の実現－政策総動員

国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員する。

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

◇国民の安心した生活を確保するため、社会保障への取組として、年金記録問題解決への体制を強化するとともに、障害者自立支援、高齢者医療の安定的な運営の確保等に向けた対応を図る。

<具体的施策>

○年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備

○障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)

(以下 略)

Ⅲ. 「安心と活力」の実現—政策総動員

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

(中略)

○ 障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)

- ・ 福祉・介護人材の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成
- ・ 離職者等への職業訓練、現任介護職員等の研修支援など、福祉・介護人材のキャリア・アップ支援(再掲)
- ・ 事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化
- ・ 視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化の整備等

(以下 略)



平成21年度厚生労働省補正予算（案）の概要

計：4兆6,718億円
〔一般会計：3兆4,151億円 特別会計：1兆2,567億円〕

第1 緊急雇用対策	2兆5,128億円	
1 雇用調整助成金の拡充等	6,066億円	
2 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416億円	
3 緊急雇用創出事業の拡充	3,000億円	
4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106億円	
5 失業等給付費等の確保	6,836億円	
6 住宅・生活支援等	1,704億円	
第2 地域医療・医療新技術	7,684億円	
1 地域医療の再生に向けた総合的な対策	3,100億円	
2 医療機関の機能、設備強化等	2,096億円	
3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化	917億円	
4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化	1,279億円	
5 レセプトオンライン化への対応	291億円	
第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備	8,443億円	
1 介護職員の処遇改善	3,975億円	
2 介護基盤の緊急整備等	3,294億円	
3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等	98億円	
4 社会福祉施設等の耐震化等	1,068億円	
第4 子育て支援	2,788億円	
1 子育て応援特別手当の拡充	1,254億円	
2 地域における子育て支援の拡充等	}	
3 ひとり親家庭の支援、社会的養護等		1,510億円
4 特定不妊治療への支援		24億円
第5 安全・安心のための施策の推進	2,788億円	
1 がん対策の推進	237億円	
2 難病患者に対する支援	29億円	
3 年金記録問題の解決の促進	519億円	
4 障害者の自立支援対策の推進	1,579億円	
5 高齢者医療の安定的な運営の確保等	156億円	
6 生活衛生関係事業者の支援	1.6億円	
7 地上デジタル放送への対応	117億円	
8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化	79億円	
9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備	71億円	

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

1 雇用調整助成金の拡充等 6, 066億円

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない場合の助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃などを行う。

2 再就職支援・能力開発対策の推進 7, 416億円**(1) 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 7, 000億円**

- ・雇用保険を受給していない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を行う。併せて、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施する。
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援を実施する。
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施する。
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

(2) 職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を3/4→4/5等)など、職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援を充実させる。

また、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を拡充するとともに、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

さらに、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を行う。

(3) 障害者の雇用対策 5. 5億円

障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、障害者が公的機関で一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等を実施する。

(4) ハローワークの抜本的機能強化等 **265億円**

雇用情勢の急速な悪化に対応するため、ハローワークの利用者サービスの向上に向けて、人員・組織体制を抜本的に充実・強化する。また、非正規労働者就労支援センターの増設(5カ所→19カ所)、ハローワークにおける職業訓練情報の収集・提供及び求人開拓の充実・強化等、各種相談体制の強化を図る。(職員304人、職業相談員7,043人(職業相談員については他項目の金額に計上する人数を含む))

(5) 短時間勤務を希望する者への支援の充実 **1億円**

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。

3 緊急雇用創出事業の拡充 **3,000億円**

都道府県に創設した基金を積み増し、地方公共団体における非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会のさらなる創出を図る。

4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応
緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数
その他106億円

(1) 内定取消し問題への適切な対応 **2億円**

大学等と連携して、学生等の就職状況や内定取消し情報を把握するほか、未内定者や採用内定を取り消された学生等を対象にした就職面接会を開催する。

(2) 外国人労働問題等への適切な対応

① 帰国支援の実施

帰国を希望する日系人離職者やその家族に帰国支援金を支給するとともに、企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(1頁、第1、2(1)参照)7,000億円の内数〕。

② 相談支援体制の強化 **16億円**

ハローワークなどにおいて、通訳や相談員の増員など相談体制の強化等を図る。

(3) 未払賃金立替払の請求増加への対応 **74億円**

倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう調査体制の充実及び立替払に必要な原資の増額等を図る。

(4) 海運事業等雇用調整助成金(仮称)の創設 **13億円**

船員の雇用対策として船員保険制度においても船舶所有者の教育訓練・休業等による雇用維持の取組を支援するための海運事業等雇用調整助成金(仮称)を創設する。

5 失業等給付費等の確保 **6,836億円**

(1) 失業等給付費の確保 6, 810 億円

(2) 失業保険給付費（船員保険）の確保 26 億円

6 住宅・生活支援等 1, 704 億円

(1) 雇用と住居を失った者等に関する緊急的な総合支援策 1, 093 億円

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者を支援するため、住宅手当の創設、生活福祉資金の貸付要件の緩和、公的給付等を受けるまでの「つなぎ」資金貸付の創設、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等のホームレス支援策の拡充及び生活保護受給者で就労意欲の低い者等への支援などの生活支援策を実施する。

(2) 生活保護費国庫負担金の確保 612 億円

生活保護制度において、厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保する。

第2 地域医療・医療新技術

7, 684 億円

1 地域医療の再生に向けた総合的な対策 3, 100 億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、都道府県が2次医療圏を単位として策定する「地域医療再生計画」に基づく以下のような事業に対して、都道府県に地域医療再生基金（仮称）を設置して財政支援を行う。

- ・ 地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化
- ・ 医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師などの勤務環境改善
- ・ 短時間正規雇用制度といった多様な勤務形態の導入による勤務医・看護師などの確保
- ・ 大学病院などと連携した医師派遣機能の強化
- ・ 医療機能の連携や遠隔医療の推進のための施設・設備の整備
- ・ 新生児集中治療室（NICU）・救命救急センターの拡充、NICUや回復期治療室（GCU）の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備 等

2 医療機関の機能、設備強化等 2, 096 億円

(1) 災害拠点病院等の耐震化等 1, 741 億円

災害拠点病院等の耐震化を促進するため、建替工事等に係る経費の一部助成などを行うとともに、独立行政法人福祉医療機構における医療貸付の限度額及び貸付利率等の優遇を図る。

(2) 国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等 356 億円

がんや循環器病など国民の健康に著しく影響のある疾患について、原因究明のた

めの研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化 9 1 7 億円

(1) 先端医療開発特区による最先端医療技術開発の加速 1 2 0 億円

先端医療開発特区において、i P S細胞など最先端の医療技術の研究開発に取り組む24課題に対し、研究を加速させるために必要な設備・機器等の整備を行う。

(2) がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化

7 9 7 億円

がんや小児などの重点分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元的管理を可能とするような治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。

また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。

4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化 1, 2 7 9 億円

- ・細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する。
- ・細胞培養法の開発期間中は、国内企業の鶏卵培養法での生産能力強化を図る。
- ・有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。

5 レセプトオンライン化への対応 2 9 1 億円

自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に必要な設備投資等の支援を行う。

第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備 8, 4 4 3 億円

1 介護職員の処遇改善 3, 9 7 5 億円

介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、平成21年度の介護報酬改定（+3.0%）に加えて、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に3年間の助成を行う。

2 介護基盤の緊急整備等 3, 2 9 4 億円

(1) 介護基盤の緊急整備等 2, 4 9 5 億円

地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

（２）施設の開設準備経費等についての支援 **799億円**

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（7,000億円）の内数

緊急雇用創出事業（3,000億円）の内数

その他98億円

（１）離職者等に対する職業訓練

離職者等に対し、社会福祉施設等の現場における職業訓練を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（1頁、第1、2（1）参照）7,000億円の内数〕。

（２）現任介護職員等の研修支援

① 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援

現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3,000億円の内数〕。

② 介護福祉士養成校等の教員による研修の実施 **30億円**

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

（３）個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援 **68億円**

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

（４）地域における相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3,000億円の内数〕。

4 社会福祉施設等の耐震化等 **1,068億円**

社会福祉施設入所者等の安全性及び防火安全対策の観点から社会福祉施設等の耐

震化及びスプリンクラー整備を促進するとともに、福祉貸付の融資率及び貸付利率等の優遇を図る。

第4 子育て支援

2, 788 億円

1 子育て応援特別手当の拡充 1, 254 億円

幼児教育期の負担に配慮する観点から平成20年度の緊急措置として実施中の子育て応援特別手当（幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子一人あたり3.6万円）について、平成20年度分の手当とは別に、対象を第1子まで拡大して実施する（平成21年度限りの措置）。

2 地域における子育て支援の拡充等

（1）保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分（1, 432 億円）の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育（保育ママ）事業に係る賃借料への助成などを実施する。

（2）すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分（1, 432 億円）の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー（仮称）の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭への支援、社会的養護等

（1）母子家庭等の自立支援の推進

安心こども基金拡充分（1, 432 億円）の内数

その他 7.9 億円

母子家庭の母の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給額の引上げと支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問による支援、母子寡婦福祉貸付金の拡充などを行う。また、在宅就業を積極的に支援する自治体に対して助成を行う。

（2）社会的養護の充実

安心こども基金拡充分（1, 432 億円）の内数

民間職業紹介機関に委託して児童養護施設等の退所者等に対する訓練や就職活動

支援などを実施するとともに、児童養護施設等の生活環境の改善、地域小規模児童養護施設等の新設に必要な建物の改修費などへの助成を行う。

(3) 託児サービスを付加した委託訓練の拡大〔一部再掲（1頁、第1、2（2）参照）]
6. 2億円

母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

(4) 生活保護制度における子どもの健全育成の支援 6.3億円

生活保護制度において、子ども（小・中・高校生）の学習支援のための給付を新たに創設するなど子どもの健全育成の支援を行う。

4 特定不妊治療への支援 2.4億円

体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成（1回あたり10万円→15万円）し、経済的負担の軽減等を図る。

第5 安全・安心のための施策の推進 2,788億円

1 がん対策の推進 2.37億円

(1) 女性特有のがん検診に対する支援 2.16億円

子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性に対して、検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付する。

(2) 女性の健康支援の拡充 8.1億円

女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充（30カ所→100カ所）する。

(3) がんに関する国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等
〔一部再掲（4頁、第2、2（2）参照）〕 1.2億円

がんについて、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

(4) がんの未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化
〔一部再掲（4頁、第2、3（2）参照）〕

がんの分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元化を図るための治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。〔がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化（4頁、第2、3（2）参照）797億円の内数〕。

2 難病患者に対する支援 29億円

難病患者の医療費負担を軽減するため、現在医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患（11疾患その他）について、医療費助成の対象とする。

3 年金記録問題の解決の促進 519億円

派遣職員の大幅な活用などにより、年金再裁定請求の処理体制の整備やねんきん特別便の回答に基づく年金記録の確認作業体制等の整備を行い、年金記録問題の解決に向けた処理を促進する。

4 障害者の自立支援対策の推進 1,579億円

（1）福祉・介護人材の処遇改善 1,070億円

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者には3年間の助成を行う。

（2）事業者の新体系移行の促進 355億円

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

（3）福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等 3,000億円
〔再掲（5頁、第3、3（1）～（3）参照）〕
緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（7,000億円）の内数
緊急雇用創出事業（3,000億円）の内数
その他98億円

（4）障害者自立支援機器の研究開発等 24億円

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備を実施する。

（5）障害者の雇用対策〔再掲（1頁、第1、2（3）参照）〕 5.5億円

（6）国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化 27億円

国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

5 高齢者医療の安定的な運営の確保等 156億円

- (1) 長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減 131億円
平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で平成21年度に7割軽減となる方については、平成21年度においても8.5割軽減を継続する。
- (2) 健保組合に対する財政支援 25億円
健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。
- 6 生活衛生関係事業者の支援 1.6億円
生活衛生関係事業者の資金繰り支援、雇用維持・拡大等のため、日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付制度の拡充を行う。
- 7 地上デジタル放送への対応 117億円
地上デジタル放送への完全移行に向けて、生活に不可欠な情報を得るために社会福祉施設や災害拠点病院等が地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。
- 8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化 79億円
- (1) 輸入食品の検査体制の強化 16億円
輸入食品の検査体制を強化するため、検疫所の輸入食品・検疫検査センターを増築する。
- (2) 水道施設の防災・安全対策 63億円
地震等の災害時においても必要な水道水を供給できるよう、水道管路や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化等を促進する。
- 9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備 71億円
平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実施に向け、医療保険者における環境整備等を行う。

障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）

1 目的

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図るため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成 **21** 年度補正予算額 **約 1, 523 億円**

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成 18 年度に基金を造成したが、目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調となっていること、障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況にあること、**また、福祉・介護分野の人材の更なる処遇改善を図ることを踏まえ、平成 21 年度中に基金を積み増すことを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成 23 年度末まで支出することができるものとする。**

なお、平成 24 年末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

（1）特別対策事業の内容

障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙参照

（2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既の実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

6 補助率

(1) 別紙に掲げる事業のうち

- ① 「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」（移行時運営安定化事業（仮称）を除く）
- ② 「2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置」のうち
 - ・「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」
 - ・「進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置」

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(2) 上記(1)以外の事業

定額 (10 / 10)

平成21年度 障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	区分	事業内容
1. 事業者 に対する 運営の安 定化等を 図る措置	継続	<p>(1) 事業運営安定化事業</p> <p>旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。(障害児施設を含む)</p> <p>また、平成21年度報酬改定においては生活介護及び施設入所支援単価の仕組みが大きく変更されることから、その激変を緩和するため、当該事業所等にも配慮したものとす</p>
	新規	<p>(2) 移行時運営安定化事業(仮称)</p> <p>旧体系施設が新体系サービスへ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障することにより、新体系サービスへの移行を促進するとともに運営の安定化を図ることを目的とする。</p>
	継続	<p>(3) 通所サービス等利用促進事業</p> <p>障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。</p>
	継続	<p>(4) 新事業移行促進事業</p> <p>新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことにより、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。</p>
	継続	<p>(5) 事務処理安定化支援事業</p> <p>障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。</p>
	継続	<p>(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業</p> <p>就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。</p>
	継続	<p>(7) 地域移行支度経費支援事業</p> <p>入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。</p>

項目	区分	事業内容
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	継続	(8) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。
	継続	(9) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入、開設準備経費、大規模な生産設備整備に対し助成を行う。
	継続	(10) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。
	—	(11) 障害者地域移行体制強化事業
	継続	ア 障害者地域移行促進強化事業 地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。
	継続	イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業 グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。
	継続	ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む） 地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。
	継続	エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業（関係機関の連携による24時間サポートのための体制づくり、既存の相談支援事業やショートステイ等を組み合わせた体制づくり等）に対して助成を行う。
	継続	オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 障害者支援施設等について、矯正施設等を退所した障害者を受け入れる際に必要な調整や受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援に対して助成を行う。
	—	カ 医療観察法地域処遇体制強化事業
	継続	① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業 法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。
	継続	② 障害福祉施設等入所時支援事業 障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に助成を行う。
	継続	キ 精神障害者等の家族に対する支援事業 精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。
	—	(12) 一般就労移行等促進事業
継続	ア 職場実習・職場見学促進事業 就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合に助成を行う。	

継続	イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業 障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用に対し助成を行う。
継続	ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業 就労支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を実施した結果、一般就労に結びついた場合に助成を行う。
継続	エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図るため、就労移行支援事業等を利用し、 ①利用者に対して社会適応訓練等に関する講座の企画・実施 ②勉強会・自主交流会等の実施 ③障害者の雇用を検討する企業に対し、職務分析等の実施を行うことを目的とする。
継続	オ 離職・再チャレンジ支援助成事業 就労移行支援事業者が、離職の危機を迎えている者への対応や、やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供などにかかる支援を本人・親・事業所に対して実施することを目的とする。
継続	カ 目標工賃達成助成事業 就労継続支援B型において働く障害者の工賃につき、次年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ一定程度の成果を上げている事業所に対して助成を行う。
継続	キ 就労継続支援A型への移行助成事業 就労継続支援B型等の事業者が就労継続支援A型へ移行するために必要な、関係者との協議、先進的な就労継続支援A型事業所等の視察、中小企業診断士による相談・診断等を実施することを目的とする。
継続	(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。
—	(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業
継続	ア 特別アドバイザー派遣事業 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
継続	イ 相談支援発展推進支援事業 相談支援事業の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や事業を発展させるための求人、広告及び従業員の研修等について支援する。
継続	ウ ピアサポートセンター等設置推進事業 地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業(障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。)を実施するセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等について支援する。
継続	エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業 居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。
継続	オ 地域自立支援協議会運営強化事業 地域自立支援協議会の機能の強化のため、個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入や、先進地の視察、広報等について支援する。

継続	(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。
継続	(16) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費(広報啓発経費、システム改修経費等)を助成する。
継続	(17) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。
継続	(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。
継続	(19) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 重度訪問介護等の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村(国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお国庫負担基準を超過する市町村。特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(都道府県地域生活支援事業の補助対象市町村にあっては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。)を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。
継続	(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。
新規	(21) 移行定着支援事業 小規模作業所等が新体系サービスに移行した場合に生じる新たな事務処理の定着や移行前の利用者の定着などの経過的な施策に要する経費を助成する。
—	(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業
継続	ア 事業者コスト対策 障害者自立支援法の抜本の見直しが行われるため、これに伴う請求システムの改修経費や諸物価の高騰等による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、引き続き追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。
継続	イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。
継続	ウ オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応トイレ設備緊急整備事業 地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。
継続	エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 市町村等が行う情報支援機器(拡大読書器、テレビ電話等)の整備、音声コードの研修及び普及に要する経費について助成する。また、聴覚障害者が所有している「聴覚障害者用情報受信装置」の地上デジタル化に伴う機器の給付を行う。
継続	オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業 視覚障害者等に対する移動支援を行うガイドヘルパーの資質向上を担う指導者を養成する研修に参加するための経費について助成する。

継続	カ 福祉機器相談基盤整備事業 各更生相談所等における補装具判定に必要な見識を高めるための資質向上研修等の開催に係る経費を助成する。
継続	キ コミュニケーション支援広域支援検討事業 市町村単位で実施されているコミュニケーション支援において、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等広域的な体制を検討するための経費について助成する。
継続	ク 障害者スポーツ特別振興事業 障害者の社会参加を一層促進するため、地域における障害者スポーツの裾野を広げる取組として、パラリンピック等総合国際大会に参加したトップアスリートと実際に競技を行うイベント等の事業に要する経費について助成する。
継続	ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業 障害者の社会参加を一層促進するため、一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)等でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ(オストメイト対応を含む)、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に対し助成する。
新規	コ 障害者アート特別啓発事業 国民の障害者アート作品への理解を促進するため、一般の美術作品とともに障害者の作品を鑑賞する機会が確保できるよう、美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費を助成する。

項目	区分	事業内容
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	継続	(23) 進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。
	継続	(24) 潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。
	継続	(25) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。
	継続	(26) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。
	新規	(27) 福祉・介護人材マッチング支援事業 都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。
	新規	(28) キャリア形成訪問指導事業 介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

項目	区分	事業内容
4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置	新規	(29) 福祉・介護人材の処遇改善事業（仮称） 福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（案）

第1 通則

障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

（2）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

（3）基金事業の実施

① 基金事業の交付額の上限の設定

ア 都道府県は、別に定めるところにより、市町村ごとの交付額の上限を提示するものとする。

イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）の②のウの「23年度末」を「24年末」と読み替えるものとする。

② 基金の解散は、精算手続きが全て完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業（以下「メニュー事業」という。）その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業（メニュー事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するものという。）とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業

② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知

事の承認を受けなければならない。

- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑥ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑧ 特別対策事業を行う者が①から⑦により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) (2)の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) (2)の⑧により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」を実施する場合には、別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	<p>(1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。 (障害児施設を含む) また、平成21年度報酬改定においては生活介護及び施設入所支援単価の仕組みが大きく変更されることから、その激変を緩和するため、当該事業所等にも配慮したものとす。</p>	市町村 (障害児施設については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> 旧体系施設の場合 ((平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)(注)×90%－当該月の延べ利用者数)×区分A単価 障害児施設の場合 ((平成18年9月における定員×22日又は30.4日)(注)×90%－当該月の延べ利用者数)×基本単価 (注)通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数 新体系事業の場合 (旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額) 生活介護又は施設入所支援の場合 「(平成21年3月における本体報酬単位数×90%)－(平成21年4月以降の本体報酬単価を用いた場合の平成21年3月の本体報酬単位数)」又は 「(旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額)」を選択 	1/2	1/4	1/4
	<p>(2) 移行時運営安定化事業 (仮称) <u>旧体系施設が新体系サービスへ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。</u></p>	市町村	<p>(旧体系施設における基準月の収入額)－(当該月の収入額)</p>	定額(10/10)		
	<p>(3) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図るこ</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 通所サービス1事業所につき3,000千円(年額)と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額 短期入所1人につき 	1/2	1/4	1/4
	<p>(4) 新事業移行促進事業 新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(障害者支援施設において行われるものを含む) 21年度1人につき 	1/2	1/4	1/4

<p>目的とする。</p>		<p>6,000円 22年度 1人につき 5,700円 23年度 1人につき 5,400円</p> <p>・施設入所支援 21年度 1人につき 5,000円 22年度 1人につき 4,750円 23年度 1人につき 4,500円</p>			
<p>(5) 事務処理安定化支援事業 障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。</p>	<p>市町村</p> <p>〔障害児施設については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市〕</p>	<p>・利用者 1人あたり単価 定員60人以下の場合 20千円 定員61人以上80人以下の場合 15千円 定員81人以上の場合 10千円</p> <p>・居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。</p> <p>・各年度の7月中における実利用者の人数に応じて助成を行う。</p> <p>・実施期間(平成21年度から平成23年度)をとおして1事業所につき1回限りの補助に限る。</p>	1/2	1/4	1/4
<p>(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。</p>	<p>市町村</p>	<p>・会議実施回数に応じ、経費相当分を事業所に対し助成。</p> <p>・1事業所あたり60千円以内/1回(年10回を限度とする。)</p>	1/2	1/4	1/4
<p>(7) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。</p>	<p>都道府県</p> <p>〔精神科病院、精神障害者生活訓練施設〕</p>	<p>1人あたり30千円以内</p>	1/2	1/4	1/4

〔障害児施設については、国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2〕

〔市町村の負担割合については、これによりがたい場合については、支給決定者数の割合による按分等によることも可〕

〔精神科病院、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及〕

		設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、都道府県・指定都市		び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、国1/2、都道府県・指定都市1/2
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	(8) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。	都道府県	1 作業所あたり1,100千円以内	定額(10/10)
	(9) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入、 <u>開設準備経費、大規模な生産設備整備</u> に対し助成を行う。	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>改修、増築及び備品購入</u> 1 施設あたり平成18年度から平成23年度で20,000千円以内(ただし、ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備は2,000千円以内、居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事並びに備品購入は5,000千円以内) ・ <u>開設準備経費</u> <u>1 事業所あたり1,000千円以内</u> ・ <u>大規模な生産設備整備</u> <u>1 施設あたり100,000千円以内</u> 	
	(10) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。	都道府県	1 都道府県あたり16,000千円以内	

<p>(11) 障害者地域移行体制強化事業 地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援、施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を行う。</p>	<p>都道府県</p> <p>【キ】については、市町村の実施も可</p>	<p>【ア 障害者地域移行促進強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修企画 1 都道府県あたり3年間で610千円以内 ・研修実施 1 障害保健福祉圏域あたり3年間で2,000千円以内 <p>【イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業】 入居者1人あたり133千円以内</p> <p>【ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）】 退所者1人あたり50千円</p> <p>【エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】 1か所あたり9,000千円以内(各都道府県1か所程度)</p> <p>【オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業】 1件あたり3年間で1,000千円以内</p> <p>【カ 医療観察法地域処遇体制強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療観察法地域処遇体制基盤構築事業1都道府県あたり3年間で22,400千円以内 ・障害福祉施設等入所時支援事業1都道府県あたり3年間で4,600千円以内 <p>【キ 精神障害者等の家族に対する支援事業】 1 障害保健福祉圏域あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流スペース整備 3,000千円以内 ・交流事業運営 600千円以内 	<p>定額(10/10)</p>
<p>(12) 一般就労移行等促進事業</p>	<p>都道府県</p>	<p>【ア 職場実習・職場</p>	

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型等から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

【見学促進事業】

- ・就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)事業、授産施設(3障害、通所・入所・小規模)から職場実習等を継続的に受け入れる民間企業(職場実習のための受入設備更新等)平成18年度から平成23年度で5,000千円以内(1企業あたり)
- ・就労移行支援事業者・就労継続支援事業者(A型・B型)(企業見学を企業に依頼・実施する場合)20千円以内(就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型)(企業見学実施の場合、1回あたり(参加人数は家族等含め5人以上))

【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】
1 障害保健福祉圏域あたり1,000千円以内

【ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業】

就労した利用者1人あたり100千円(1回限り)

- ・施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。
- ・他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。
- ・障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

【エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業】

以下の内容を5回以上実施した場合、回数に応じて1回あたり20千円以内(年間最大36回まで)。

- ・社会適応等に関する講座企画・開催

			<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会・自主交流会企画・開催（当該事業所を利用し、一般就労した利用者を対象者とする） ・障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施 <p>【オ 離職・再チャレンジ支援助成事業】 1事業所1人1回につき40千円</p> <p>【カ 目標工賃達成助成事業】次年度の平均工賃月額20%以上増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工賃を30%以上引き上げた事業所については、利用者1人につき15,000円 ・工賃を20%以上引き上げた事業所については、利用者1人につき7,500円 <p>（年度につき1回限り）</p> <p>【キ 就労継続支援A型への移行助成事業】 1事業所あたり600千円以内</p>
	<p>(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。</p>	都道府県	1 都道府県あたり10,000千円以内
	<p>(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポート及び居住サポート事業の推進、地域自立支援協議会の運営強化等を行う。</p>	<p>都道府県</p> <p>【イ】から【オ】については、市町村の実施可</p>	<p>【ア 特別アドバイザー派遣事業】 1 都道府県あたり3年間で22,000千円以内</p> <p>【イ 相談支援発展推進支援事業】 1 か所あたり3年間で1,200千円以内</p> <p>【ウ ピアサポートセンター等設置推進事業】 1 か所あたり1,900千円以内</p> <p>【エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業】 1 障害保健福祉圏域あ</p>

		<p>たり3年間で1,000千円以内</p> <p>【オ 地域自立支援協議会運営強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム導入分 1 都道府県あたり3年間で5,000千円以内 ・その他分 1 障害保健福祉圏域あたり3年間で1,000千円以内 			
<p>(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。</p>	<p>都道府県</p> <p>(市町村の実施可)</p>	<p>1 障害保健福祉圏域あたり3年間で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置 1,500千円以内 ・障害児支援情報共有システム構築事業 1,000千円以内 			
<p>(16) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費（広報啓発経費、システム改修経費等）を助成する。</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>各都道府県ごとに別に定める額</p>			
<p>(17) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1 市町村あたり平成20年度から平成23年度まで1,700千円以内</p>			
<p>(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 障害保健福祉圏域あたり1,500千円以内</p>			
<p>(19) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 重度訪問介護等の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村（国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお国庫負担基準を超過する市町村）。</p>	<p>都道府県</p>	<p>当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額を助成額とする。 ただし、次に掲げる市においては、次に掲げる金額の範囲内で都道府</p>	<p>1/2</p>	<p>1/4</p>	<p>1/4</p>

<p>特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(都道府県地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。)を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>		<p>県が必要と認める額を助成額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口30万人以上の市 「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額 ・人口10万人以上30万人未満の市 「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額 		
<p>(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>	<p>指定都市 都道府県</p>	<p>1施設あたり3年間で 2,500千円以内</p>		<p>定額(10/10)</p>
<p>(21) 移行定着支援事業 <u>小規模作業所等が新体系サービスに移行した場合に生じる新たな事務処理の定着や移行前の利用者の定着などの経過的な施策に要する経費を助成する。</u></p>	<p>都道府県 市町村への委託可</p>	<p>1作業所あたり ・初年度1,000千円以内 ・2年度目500千円以内</p>		<p>定額(10/10)</p>
<p>(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 制度移行期に係る事業コスト増(諸物価高騰対策含む。)に対する支援、進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上、福祉機器相談を受ける者の資質向上、コミュニケーション支援における広域的な体制検討のための経費、障害者スポーツの振興、体育館等バリアフリーのための整備に助成する。</p>	<p>市町村 都道府県</p> <p>【カ】及び【ク】については、都道府県・指定都市</p>	<p>【ア 事業者コスト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理コスト対策 1施設・事業所につき100千円と現に要する費用のいずれか少ない金額 ・諸物価高騰対策 別に示す額 <p>【イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置】 平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から平成18年9月の利用者負担額の2倍の</p>		<p>定額(10/10)</p> <p>【イ】に係る事業については、国1/2、県1/4、市1/4</p>

額を差し引いた額を目
安とする。

【ウ オストメイト対
応トイレ設備緊急整備
事業】

1か所あたり3年間で
1,000千円以内

【エ 視覚障害者等情
報支援緊急基盤整備事
業】

・ 情報支援機器やソフ
トウェア等の整備

1都道府県又は1市
町村あたり3年間で
1,000千円以内（未実
施自治体のみ）

・ 音声コードに係る研
修及び広報

1都道府県又は1市町
村あたり3年間で300
千円以内

・ 聴覚障害者用情報受
信装置（地デジ対応
（本体のみで、アンテ
ナ、光警報器は対象
外））

1台あたり75千円以内

【オ 視覚障害者移動
支援事業従事者の資質
向上事業】

1都道府県あたり120千
円以内

ただし、指定都市・
中核市を含む場合は、
1市あたり48千円を加
算。

【カ 福祉機器相談基
盤整備事業】

1更生相談所あたり3
年間で1,000千円以内

【キ コミュニケーシ
ョン支援広域支援検討
事業】

1都道府県あたり3年
間で1,000千円以内

【ク 障害者スポーツ
特別振興事業】

1都道府県又は1指定
都市あたり3年間で
3,000千円以内

			<p>【ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業】 1か所あたり3年間で8,000千円以内 ただし、1都道府県内に対する補助額は、障害保健福祉圏域×1か所あたり単価の金額を上限とする。 東京都は障害保健福祉圏域の設定がないことから、市区町村数×1か所あたり単価の金額を上限とする。</p> <p>【コ 障害者アート特別啓発事業】 1都道府県あたり3年間で4,000千円以内 1市町村あたり3年間で2,000千円以内</p>	
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	<p>(23) 進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。</p>	都道府県	<p>1 養成施設あたり 定員充足率(各年4月1日現在)が ・20%未満の場合 5,000千円以内 ・20%以上40%未満の場合 4,300千円以内 ・40%以上60%未満の場合 3,400千円以内</p>	定額 (10/10)
	<p>(24) 潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。</p>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的有資格者再就業支援研修 1回あたり780千円以内 ・ 高齢者等参画支援研修 1回あたり312千円以内 ・ 福祉・介護サービスチャレンジ教室 1回あたり156千円以内 ・ 障害者就労支援研修 1回あたり468千円以内 ・ キャリアアップ支援研修 1回あたり468千円以内 ・ その他人材確保に資する研修として都道府県が認めた研修 1日あたり156千円以内 <p>なお、養成施設等以外</p>	

			に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日あたり185千円以内を加算する。	
	(25) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コーディネーター設置・活動費</u> 1 都道府県あたり 2,357千円以内 ・ <u>1ユニット(5事業所以上)あたり</u> 694千円以内 <p>なお、<u>10事業所以上で1ユニットを形成する場合は、2ユニット分の補助単価(1,388千円以内)まで適用可とする。</u></p>	
	(26) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前説明会や事業者報告会 1 都道府県あたり 444千円以内 ・ 事業所の受入れ 1人1日あたり 5,920円以内 	
	<u>(27) 福祉・介護人材マッチング支援事業</u>	<u>都道府県</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>キャリア支援専門員</u> <u>1人あたり</u> <u>5,000円以内</u> ・ <u>活動経費</u> <u>都道府県が必要と認める額</u> 	
	<u>(28) キャリア形成訪問指導事業</u>	<u>都道府県</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 養成施設(課程)等</u> <u>あたり</u> <u>3,500千円以内</u> ・ <u>コーディネーター経費</u> <u>都道府県が必要と認める額</u> 	
<u>4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置</u>	<u>(29) 福祉・介護人材の処遇改善事業(仮称)</u> <u>福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。</u>	<u>都道府県</u>	<u>報酬総額×サービス毎に定める交付率</u>	<u>定額(10/10)</u>

※1 県は都道府県、市は市町村を指す。

※2 「補助単価」欄における「3年間」については次の期間をいう。

- ・「(20)」の事業は、平成20年度から平成22年度
- ・上記以外の事業は、平成21年度から平成23年度

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注) 別添の特別対策事業の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置	
4. <u>福祉・介護人材の 処遇改善を図る措置</u>	

5 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料

市町村における交付額の上限の設定方法について（案）

（平成20年度補正予算分）

1 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

（1）事業運営安定化事業分

都道府県配分額	×	$\frac{\text{A市町村の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$
---------	---	---

（2）通所サービス等利用促進事業分

都道府県配分額	×	$\frac{\text{A市町村の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$
---------	---	---

（3）その他の事業分

都道府県配分額	×	$\frac{\text{A市町村の自立支援給付費給付実績}}{\text{都道府県の自立支援給付費給付実績}}$
---------	---	---

2 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

（1）都道府県分と市町村の配分割合

都道府県への配分額（定額分、人口割分及び申請分）を、原則として次の割合で按分

都道府県：市町村 = おおむね3：1とする。

（2）市町村への配分（交付上限）額は①+②の合計額とする。

①人口割分 都道府県人口割配分額	×	$\frac{\text{A市町村人口}}{\text{都道府県人口}}$	3：1の1に相当する額
②その他分 市町村から都道府県に申請された額に応じて配分			

3 市町村の交付の上限額

A市町村の交付の上限 = 1の(1) + 1の(2) + 1の(3) + 2の(2)

(平成21年度補正予算分)

事業者に対する運営の安定化等を図る措置

移行時運営安定化事業(仮称)分

A市町村の平成20年度
旧体系施設総費用額

A市町村の交付の上限額 = 都道府県配分額 ×

都道府県の平成20年度
旧体系施設総費用額

※ 都道府県による補正

都道府県は、市町村ごとの交付額の上限を設定するにあたっては、地域の実情等を考慮し、補正を加えることができる。ただし、補正に伴い、市町村の交付の上限額が20%を超えて変更になる場合は、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）

（通則）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置及び福祉・介護人材の処遇改善を図る措置を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）から（4）により算定された額の合計額とする。
 - （1）事業者に対する運営の安定化等を図る措置分
事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次により算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\underline{24,282,886 \text{千円}} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年度旧体系施設総費用額}}{\text{全都道府県の平成20年度旧体系施設総費用額}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 150,000千円 (1都道府県あたり)

イ 新体系移行割分 4,150,000千円 × $\frac{\text{当該都道府県の旧体系施設・小規模作業所数}}{\text{全都道府県の旧体系施設・小規模作業所数}}$

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置にかかる交付額は、次のアからウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の3の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 100,000千円 (1都道府県あたり)

イ 人口割分 3,502,773千円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 施設等割分 1,563,217千円 × $\frac{\text{当該都道府県の在宅・施設サービス数}}{\text{全都道府県の在宅・施設サービス数}}$

(4) 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置

福祉・介護人材の処遇改善を図る措置に係る交付額は、次のア及びイにより算定される額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領の定める別添の4の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 事業費 106,118,667千円 × 当該都道府県の交付金所要見込額

全国の交付金所要見込額

※ 交付金所要見込額は、平成20年度自立支援給付費等実績額に当該交付金の交付率を乗じて算出した額。

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

イ 事務費

① 各都道府県定額分 279,227千円 / 47都道府県

当該都道府県の請求事業所数

② 事業所数比例分 639,037千円 ×

全国の請求事業所数

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

（交付の条件）

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- （5）交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- （6）基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- （7）都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- （8）基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- （9）基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

（申請手続）

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

7 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、平成 年 月 日までに行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（5の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成 年 月 日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

10 特別の事情により4、6、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書（別紙1） | | |
| 3 | 基金造成事業計画書（別紙2） | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本 | | |
| | (2) その他参考となる書類 | | |

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A - B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少ない方の額) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分					
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分					
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分					
(4) 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置分					
合計					

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費精算書（別紙1） | | |
| 3 | 基金造成事業実施状況調書（別紙2） | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 条例 | | |
| | (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本 | | |
| | (3) その他参考となる書類 | | |

別紙 2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金調書

平成21年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考	
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出					
			科目	予算額	収済額	入額	科目	予算額	うち交付相当額	支支出額		うち交付相当額

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者には3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

3 交付方法

① 実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し

② 実施主体：都道府県

③ 補助割合：定額（10／10）

④ 交付対象：以下の要件を全て満たす事業者

（ア）各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

（イ）22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

⑤ 交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率

※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円（福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業: 新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価: 1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業: 居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費: 初度設備(パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等)
- ・補助単価: 1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設: 就労継続支援事業所
※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価: 1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業(仮称)

- ・事業内容: 旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。
- ・助成額: (旧体系における事業収入額) - (当該月の事業収入額) ※ 21年10月サービス分から実施予定

(2) 実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3) 補助割合 定額(10/10)

※具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し(実施年度:平成21年度～23年度)

移行定着支援事業（新規）

1 事業の目的

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるように実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図る。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村への委託可）

(2) 内容

小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り助成を行う。

- ① 新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する費用。
- ② 移行前の小規模作業所等の当時からの利用者が引き続き、新体系サービスを継続して利用し、定着できるようにするための経過的な施策に必要な費用。

(3) 補助単価 1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他

事業の実施に際しては、実施する施策の内容・スケジュール等を添付すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

移行等支援事業〔拡充〕

1 事業の目的

障害者自立支援法に基づくサービスへ移行できていない小規模作業所、旧デイサービス事業、旧精神障害者地域生活支援センターその他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

③ 移行定着支援コンサルタント派遣事業（新規）

新体系移行後に事業定着のためにコンサルタント等を派遣し支援する。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 16,000 千円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成18年度～23年度

5 その他

障害者自立支援法に基づくサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。
また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 自立支援振興室 地域生活支援係

障害者アート特別啓発事業（新規）

1 事業の目的

国民の障害者アート作品への理解を促進するため、一般の美術作品とともに障害者の作品を鑑賞する機会が確保できるよう、美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催を支援し、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

（展覧会の企画段階からの調整等で芸術・福祉関係者の連携づくりにも繋がる。）

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事情の内容

美術館等における障害者アート作品を含めた展覧会等の開催経費を助成する。

① 美術館における障害者アート作品の展覧会の開催

② ギャラリー等における一般の美術作品と障害者アート作品との展覧会の開催

(3) 補助単価 都道府県:4,000千円以内、市町村:2,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 自立支援振興室 社会参加支援係

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金スケジュール

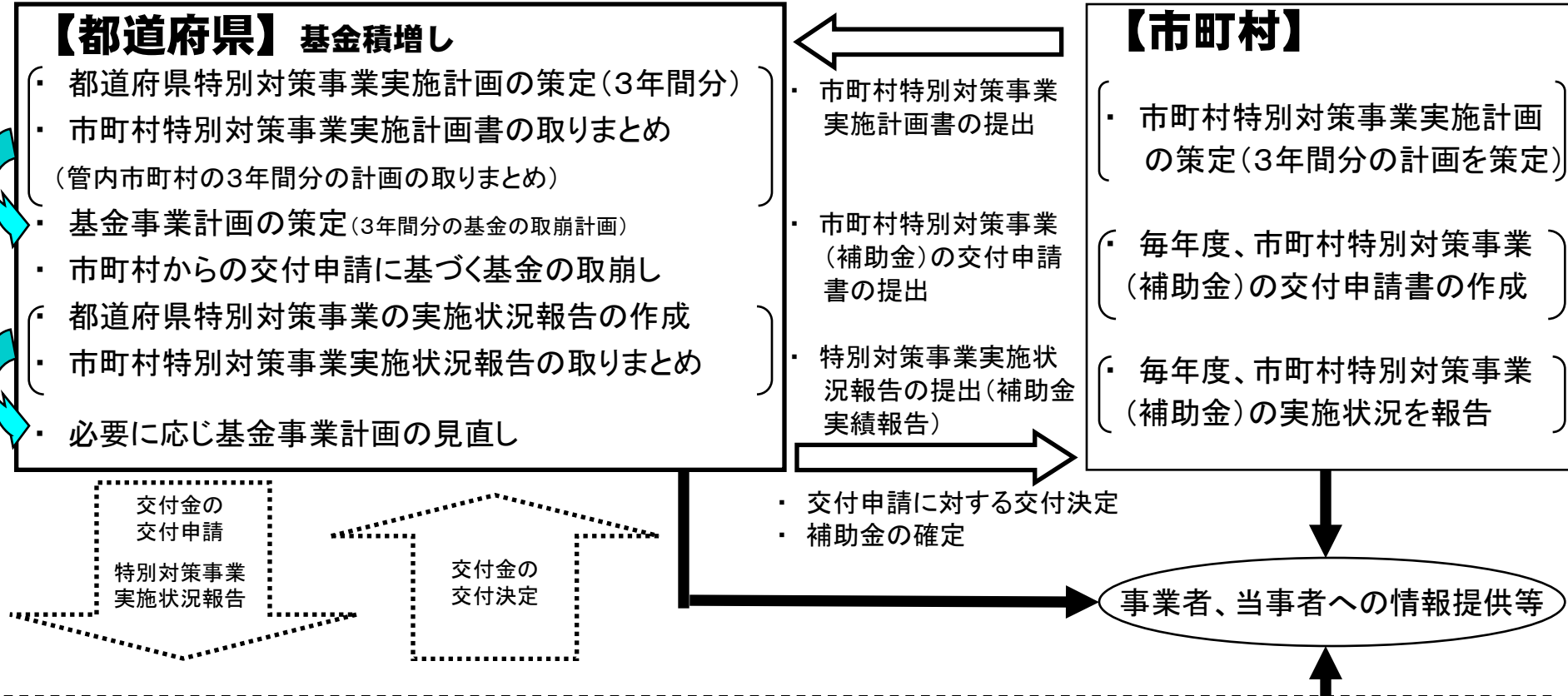
※今後、変更があり得るものである。

事 項		5月			6月					7月					8月					9月							
		3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
		11~17	18~24	25~31	1~7	8~14	15~21	22~28	29~30	1~5	6~12	13~19	20~26	27~31	1~2	3~9	10~16	17~23	24~31	1~6	7~13	14~20	21~27	28~30			
基金	予算			課 長 会 議 (2 8 日) 案 提 示	← 予算案作成	議案提出			→ 予算(補正予算)成立						← 議 会 →												
	運営要領									限 町 要 設 村 領 定 毎 の の 要 通 交 綱 知 付 及 発 額 び 出 上 市																	
	交付要綱																										
	市町村の計画		← 国の案を都道府県から市町村に送付		← 国の配分方法を元に事業内容・配分方法を検討(都道府県)					→ 市町村へ配分上限の提示					← 市町村計画策定・提出					← 都道府県計画認定							
個別内容	福祉・介護人材の処遇改善等									シ ス テ ム 担 当 者 会 議	← 事務処理要領の発出				← 内示(1回目)				← 事業者説明会					← 交付決定(1回目)			
その他					補 正 予 算																						

(注1) 自治体事務 は自治体事務を、国等の動き・事務 は国等の動き・事務を示す。

(注2) 福祉・介護人材の処遇改善事業については、1月～3月に内示(2回目)・変更交付決定(2回目)を行う予定。

平成21年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の実施に係る事務の流れ（案）



【厚生労働省】

- 特別対策事業の実施方法(事業メニュー)の提示
- 交付金交付要綱改正、基金の運営要領改正
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は平成21年度内に特別対策事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成21年度内に都道府県に対して報告

事業名	21年度	22年度	23年度	計
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置 ○移行時運営安定化事業（仮称）	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 ○障害者自立支援基盤整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 ①福祉・介護人材マッチング支援事業 ②キャリア形成訪問指導事業	〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円	〇〇千円 〇〇千円
4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置 ○福祉・介護人材の処遇改善事業（仮称）	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成21年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	21年度	22年度	23年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業 の積増しに係る質問の受付について

障害保健福祉部企画課
自立支援振興室

標記の件につきまして、本日の説明を踏まえ、基金事業に対する質問を受け付けさせていただきます。

質問事項がある場合は、下記要領に従い、別紙様式にご記入の上、平成21年6月30日（火）までに下記担当宛ご登録願います。

なお、御提出いただいた主な質問事項については、後日Q&Aとして情報提供させていただきますと予定しております。

※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分に関しては、当省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（担当：指導養成係 森田 TEL03-3595-2617）にお問い合わせ下さい。

【記入要領】

○質問事項については、以下から選択し、記号を記入してください。

- ①基金管理運営要領の一部改正（案）について
- ②交付要綱の一部改正（案）について
- ③特別対策事業の実施方法について（各事業内容について）

※どの事業、担当者に対する質問か明記してください。

（担当）

- ・事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業・・・障害福祉課 福祉サービス係
- ・障害者自立支援基盤整備事業・・・障害福祉課 福祉財政係
- ・移行等支援事業、移行定着支援事業・・・自立支援振興室 地域生活支援係
- ・障害者アート特別啓発事業・・・自立支援振興室 社会参加支援係

その他、既存事業の担当については、H21.3.27 配布の「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について」を参照のこと

④その他

○質問は、1用紙に1問としてください。複数質問がある場合は、質問用紙を適宜コピーしてください。

（担当）

障害保健福祉部 自立支援振興室 予算係 岩瀬
TEL 03-5253-1111（内線3077）
FAX 03-3503-1237
e-mail iwase-toyoaki@mhlw.go.jp

別紙様式

質問内容

自治体名		部署名	
担当者名		連絡先	TEL FAX
質問事項		※以下のいずれかから選択し、番号をご記入下さい。 ①基金管理運営要領の一部改正(案) ③特別対策事業の実施方法 ②交付要綱の一部改正(案) ④その他	
質問内容	項目 (事業・担当)		
	要旨		

福祉・介護人材の処遇改善助成金 (仮称)支払事務の概要について

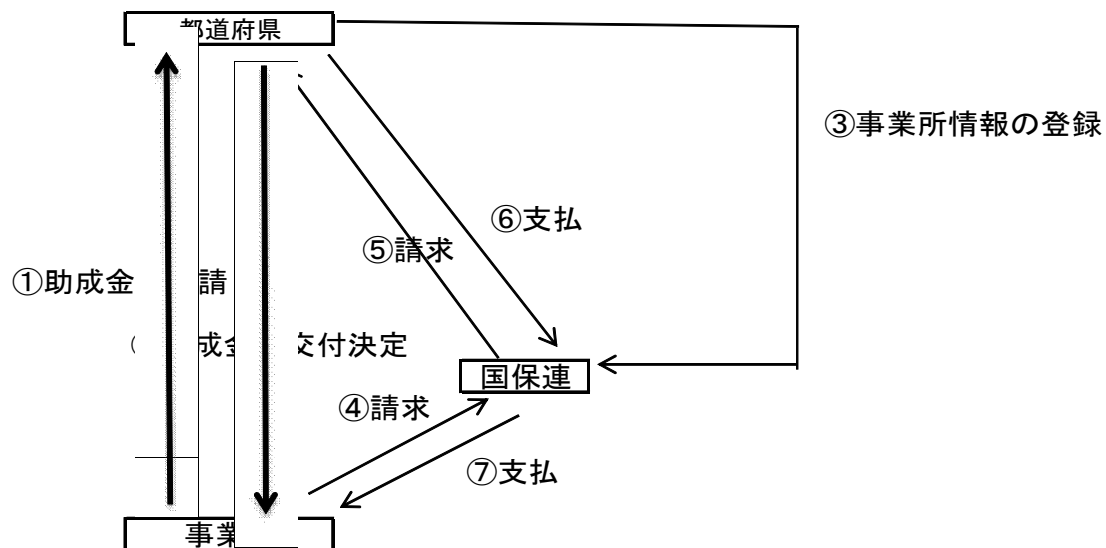
障害保健福祉部企画課

平成21年5月28日

※ 本資料の内容については現段階で検討中のものであり、今後変更がありうる。

1 処遇改善助成金の基本的な流れ

○障害分野における処遇改善助成金の事務の流れ(案)①
～報酬の支払事務を連合会へ委託している場合(自立支援給付・障害児施設給付費)



- ①～②…交付決定事務の流れ(都道府県→事業者)
- ③…都道府県から国保連への事業所情報の登録(伝送)
- ④～⑦…助成金の流れ(都道府県→事業者(国保連経由))

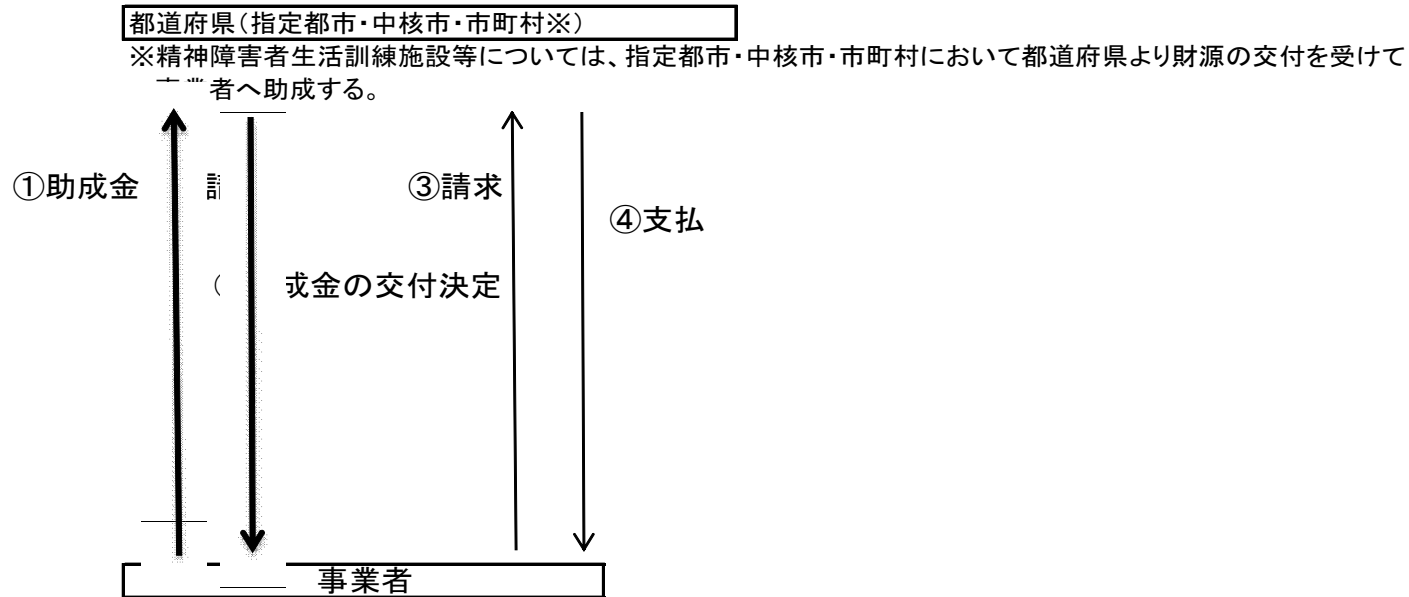
【特記事項】

- 助成金財源の負担割合は国10/10
- 助成金の交付申請・決定は、年度単位で行う。
- 事業者において1人1日当たりの助成単価を請求明細書上に計上し、報酬と一体的に請求・支払を行う。(支払の際、内訳は通知する。)

※障害児施設において国保連へ支払事務を委託していない自治体における取扱いについては別途検討。

○障害分野における処遇改善助成金の事務の流れ(案)②

～報酬等の支払事務を連合会へ委託してしない場合(精神障害者生活訓練施設等)



①～②・・・助成金の交付決定事務の流れ(都道府県(指定都市・中核市・市町村)→事業者)

③～④・・・助成金の流れ(都道府県(指定都市・中核市・市町村)→事業者)

【特記事項】

○助成金財源の負担割合は、国10/10

○助成金の交付申請・決定は、年度単位で行う。

○助成金は、運営費補助金交付額に一定の率を乗じた額を補助金交付の際に併せて事業者へ支払う。(支払の際、内訳は通知する。)

2 連合会へ支払事務を委託している場合の請求事務等の具体的な流れ等について

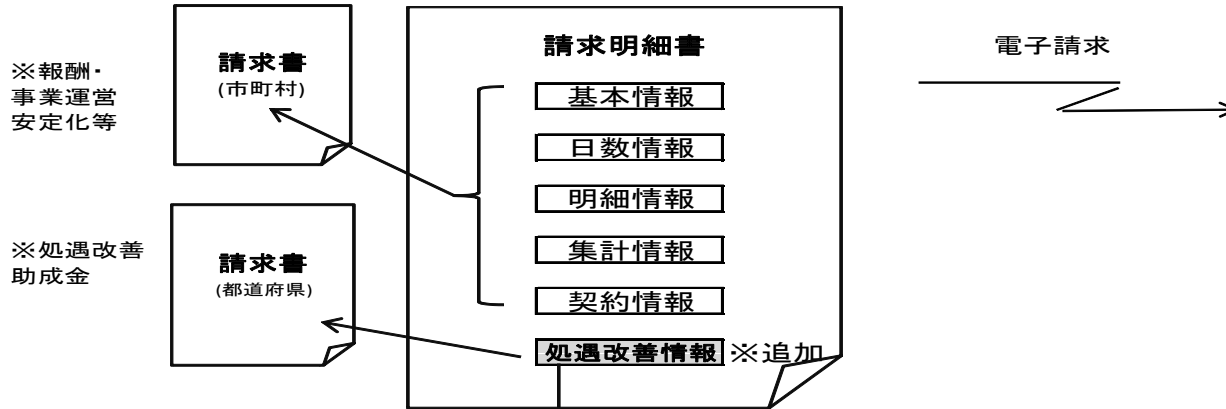
○請求方法のイメージ(電子請求受付システムによる請求イメージ)

【基本的な流れ等】

※障害福祉サービス及び障害児施設給付で連合会へ報酬の支払事務を委託している場合

- ①助成金は、事業所の所在する都道府県に対し行うこととする。
- ②請求明細書に新規情報(処遇改善情報)を創設し、請求を行う。
- ③助成金は報酬、事業運営安定化事業による助成額とともに一体的に事業者の指定口座へ支払う。(内訳は通知する。)

(介護給付費等の場合)



【処遇改善情報レコードのイメージ】

項番	項目名
1	交換情報識別番号
2	レコード識別番号
3	サービス提供年月
4	市町村番号
5	事業所番号
6	受給者証番号
7	請求先都道府県番号
8	請求金額

※事業所の所在する都道府県

3 連合会へ支払事務を委託している場合の今後の準備等について

○都道府県システムの改修について

連合会より助成金の支払を行う際に必要となる事業所情報については、都道府県において事業所異動連絡票情報を作成し、連合会へ登録する必要があるが、そのためには都道府県におけるシステムの改修が必要となる。

改修に必要な情報(インタフェース等)については追って連絡。

※インタフェース案については6月下旬を目途に連絡予定。

○連合会システムの改修について

助成金の支払に必要な支払等システムの改修については、国民健康保険中央会において行う。なお、当該システムの内容については、改めて都道府県・国保連合会合同担当者説明会において説明する予定。(7月上旬頃を予定)

○サービスコード表について

国保連への請求に必要なサービスコードについては、今回の助成金及び移行時運営安定化事業(仮称)の創設に伴い、以下のような取扱いとする予定。

【現行】	→	【修正後】
**** 激変緩和加算(特別対策)		<u>****事業運営安定化(9割保障)</u> <u>****移行時運営安定化</u>

※下線部分が追加・変更されるが、名称等については今後検討。

※処遇改善助成金については、請求明細書上に特別の欄を設けることを予定している。

○連合会における事務費について

今回の助成金の支給に当たっては、本体報酬と併せて点検・支払事務等を行うため、現行の事務処理体制で対応は可能かと考えているが、例えば小規模連合会において現在においても体制が脆弱である場合は、助成金の支払に当たり体制の強化が必要な場合も考えられることから、そのような連合会への支援として、中央会へ交付している小規模連合会交付金での対応を検討する予定。

(参考)

(障害)処遇改善助成金支払までのスケジュール案(連合会支払関係)

※現段階で想定されるスケジュールを整理したもの

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国	○28日 全国会議	○6月下旬 インターフェース仕様書の提示(→都道府県・事業者)	○7月上旬 都道府県・連合会合同担当者説明会					
都道府県		○6月下旬～ 都道府県システム改修開始				○助成事業施行 ○事業所異動連絡票情報の登録(→連合会)		
中央会		○初旬～ 連合会システム改修開始	○7月上旬 都道府県・連合会合同担当者説明会					
連合会							○10日まで 助成金の請求受付(本体報酬と併せて)	○15日頃 助成金の支払(本体報酬と併せて)
事業者		○下旬頃～ 事業者システム改修開始					○10日まで 助成金の請求(本体報酬と併せて)	